

令和元年10月1日

谷口委員

まず、鳥獣被害対策について伺っていききたいと思います。

6月の定例会でもAIの活用について質問させていただきましたが、その後、さまざま関心を持ちながらアンテナを張っていたところ、その少し前の3月になります。大阪大学がAIを利用してニホンザルの顔を認識するプログラムを開発したという記事が出ておりました。詳細をホームページで見たところ、野生のニホンザルを認識して追跡をするプログラムを開発したということです。従来の研究で課題となっていた、角度や照明の条件、光の条件や遮蔽物の有無などの変化が大きい、そのような野生の場面でも高い精度で個体の追跡ができるようになったという内容です。

今後、まずは観光目的で、次の段階として、何かサルメガネというのを開発して、どういう形になるのか、例えば、スマホのカメラで猿を写すと、そこに、猿の名前はアサコで雌25歳など、さまざまな情報が出るようなものを開発していききたいという話でした。あわせて、このプログラムは、イノシシやツキノワグマやニホンジカといった、猿以外の動物も認識し、また、追跡においても高い成績を示したという内容です。

こういう顔認識で、個体をしっかりと追跡しながら、鳥獣被害の対策に何か使えるのではないかなと思って、きょう、少し質問させていただこうと思います。

それで、事実関係から確認させていただきますが、これはニホンザル、猿を対象としていましたが、本県の猿の頭数をどのように把握しているのか、まず確認させてください。

自然環境保全課長

本県のニホンザルの頭数については、過去5年間で、平成26年度は949頭でしたが、平成30年度には747頭まで減少しています。

猿の頭数の把握方法ですが、野生の猿は大人の雌を中心として群れを構成していくので、その大人雌に電波発信機やGPS発信機を取りつけて、群れの行動域を把握しながら、規模を把握するために頭数をカウントするモニタリング調査を年に1回実施して、このような各群れの頭数を把握しています。

谷口委員

2番目にですが、GPSなどをつけてモニタリングするということなのですが、個体数の調整など、猿の捕獲はどのような方法で行っているのでしょうか。

自然環境保全課長

猿の捕獲については、原則、箱わなまたは囲いわなによる捕獲としていますが、そのほかの方法としても、最近では箱わなを大型化して監視しながら捕獲する多頭捕獲わなや、分裂リスクを考慮しながらではありますが、銃器での捕獲についてなど、複数の手法で捕獲しています。

谷口委員

冒頭申し上げたことにも絡みますが、そういう中で、個別の猿を特定するケ

ースはあるのでしょうか。

自然環境保全課長

捕獲を行うに当たって、特定の加害個体が存在する場合や、群れの分裂を回避するために、中心となる大人雌を特定し捕獲しないなど、個体を特定する必要があるケースは少なからずあります。その場合の個体の特定に当たっては、顔つきもそうですが、雄雌、大きさ、毛並み、身体的特徴、例えば、指が欠損している、傷があるなどで把握しています。

谷口委員

きょう提案申し上げた、大阪大学が開発したプログラムですが、まだこれからのだろうと思いますが、こうした顔認証の技術を使って、より効果的な鳥獣被害対策はできないものだろうかと思っているのですが、現状のところ、どういう認識か、課題があれば、どういう課題があるのかお伺いします。

自然環境保全課長

御紹介いただいた、猿の顔認証アプリについて調べましたところ、管理されている、いわゆる猿山で、1頭につき400枚ものデータをもとに顔認証が可能になるということでした。野生の猿に活用していくためには、現時点では個別に認証ができるほどのデータを集めることが困難ではないかと想定しています。

しかしながら、猿の顔認証アプリについては、被害をもたらしている加害個体を、少ないデータで特定できるようになれば、先ほど申した捕獲の際などにも有効活用できるのではないかと考えており、県としては、今回の事例も含め、被害対策に有効な新しい技術の活用について、引き続き模索していきたいと考えています。

谷口委員

もともとなるデータがないと、識別しようとしてもなかなかできない。そういうものをどれだけ積み上げていくかということと、一方で、加害個体、害を及ぼしている個体について認識できれば、それを追いかけることもできるということで、利用できる可能性はあると思いますので、今後、ぜひ、この研究の成果などもしっかりアンテナを張っていただき、より効果的、効率的に鳥獣被害対策ができるようにしていただきたいと思います。

この質問の最後に、この前、6月に質問させていただいた、補正で始めたAIを使った事業なのですが、その後の進捗を確認させてください。

自然環境保全課長

6月の補正予算でいただきました本県のAI業務については、地域への野生鳥獣の出没状況を把握するために、ドローン等により撮影された動物の画像をAIにより識別する事業を試験的に行い、その有効性を検証する取り組みとして行うものです。

8月から、実際にプロポーザルによる事業者の申し込みが行われ、9月に審査会を開催しました。現在は事業者の決定手続を行っているところで、10月には、その結果についてホームページなどで公表する予定になっています。

なお、今後については、事業者との契約手続が済み次第、打ち合わせ、協議を行い、識別に必要な見本データを提供します。また、見本データを使って、AI解析、機能の構築を1月までに予定しており、その後2月に、実際に秦野

市と伊勢原市で撮影された画像を使って識別の試行を行っていく予定で考えています。3月には、試行結果をもとに、専門事業者としての考察と実用化までの課題や解決方法について報告いただくこととなります。

谷口委員

言える範囲で結構なのですが、どのくらいの業者がプロポーザルをなさるのですか。

自然環境保全課長

2者です。

谷口委員

なかなか技術を持っているところも少ないということによろしいのですか。

自然環境保全課長

AIを使った、野生鳥獣の識別の技術については、まだ、余りほかでやったことがあると聞いたことがないと思うので、なかなかないと思っているところです。

谷口委員

少ない業者の中で、2者がプロポーザルをされて、もう決定手続に入っていくということですが、冒頭申し上げた、こうした新しい技術も含めて、今回、業者ともしっかり意見交換、情報交換などをしていただきながら、次のステップに向けて、より効果的な効率的な鳥獣害対策ができるように、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者候補の選定について伺っていききたいと思います。

先行会派の皆さんも、さまざま質問されていますので、ダブらないようにしながら聞いていききたいと思います。今回、ポイントは、一者指定・非公募という、指定管理制度の中では特例的な選定の仕方になるだろうと思うのですが、事実関係から伺っていききたいと思います。

まず、宮ヶ瀬湖周辺施設の設置目的について確認させてください。

自然環境保全課長

宮ヶ瀬3施設の中で、まず宮ヶ瀬やまなみセンターですが、水源地域の自然の保全と活性化を図り、あわせて、県民が水源地域の自然との触れ合い、多様な交流活動を体験するための施設として設置しているものです。

次に、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地は、県民に自然との触れ合いの機会を提供し、もって県民の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に資するための施設として設置しているものです。

最後に、宮ヶ瀬湖カヌー場については、県民にカヌー等に関する知識の習得、技能の向上の場を提供して、県民のスポーツの振興に寄与するための施設として設置しているものです。

谷口委員

それぞれ設置目的が異なる三つの施設、平成28年度に指定管理者制度を導入し、一括して指定管理をしてもらうことになったと経緯がなっているのですが、もう少し詳しく、どうしてそうなったのか確認させてください。

自然環境保全課長

県では、平成 24 年度の神奈川県緊急財政対策に係る県民利用施設の見直しの中で、宮ヶ瀬やまなみセンターと宮ヶ瀬湖カヌー場について指定管理者制度を導入するとともに、宮ヶ瀬ビジターセンターの一部機能をやまなみセンターに集約する方向性がまず検討されました。

また、こうした検討の中で、さらに宮ヶ瀬湖周辺地域全体の一体的な振興を図る必要があることから、宮ヶ瀬湖集団施設地区や鳥居原園地も含めて管理することとして、個々に条例設置による公の施設とした上で、これらの地域を一つの場所単位とした指定管理者制度を導入したものです。

谷口委員

緊急財政対策、例外なく見直しをするということで、さまざま、ほかのところでもいろいろ議論があったところですが、そういう経緯で三つの施設をあわせて指定管理をすることになったということなのですが。

次に、一般論で結構ですが、指定管理者候補、指定管理者の決定に当たって、一般的に、指定管理者を一者指定・非公募で選定する場合は、どういう状況を想定しているのか伺います。

自然環境保全課長

指定管理者制度は公募を原則としていますが、指定管理者制度の運用に関する指針の中で、やむを得ず一者指定・非公募で指定管理者を選定する場合には、六つの場合に限定して運用しています。

具体的には、指定管理者を再募集しても応募がない、最低基準点を満たす応募者がいない場合が一つ。それから、指定管理者を取り消した場合で、緊急に特定の者を指定しなければ施設の運営に影響が出る場合が二つ目。三つ目として、P F I 事業により施設を整備し、当該施設の管理運営を包括的に民間事業者に行わせる場合。四つ目として、指定管理者施設の設置条例により、公共団体であることが指定管理者指定の基準とされている場合。五つ目として、施設の設置目的、設置経緯及び法人その他の団体の設立経緯から、特定の者が管理運営を行うことが適当と認められる場合。そして六つ目として、施設の管理運営、事業の企画・実施に当たり、県行政との一体性が特に認められ、かつ長期的・継続的な視点、高度・専門的な知識の蓄積・活用が必要で、特定の者が行うことが適当と認められる場合。この六つの場合と考えています。

谷口委員

今、六つ挙げていただいたのですが、今回の宮ヶ瀬湖周辺施設の場合は、例えば、設置条例に書かれているという理由に当たるのですか。

自然環境保全課長

今回の場合は、五つ目にお話ししました施設の設置目的、それから設置経緯及び法人その他の団体の設立経緯から、特定の者が管理運営を行うことが適当と認められる場合に該当すると考えています。

谷口委員

設置条例ではなくて、5番目の項目に当たるということですね。

それで、例えば、県では、宮ヶ瀬湖周辺施設のほかに、一者指定・非公募による選定を行っている施設はどのぐらいあるのでしょうか。

自然環境保全課長

例えば、国際文化観光局の神奈川近代文学館や県民ホール・音楽堂、福祉子どもみらい局の神奈川県女性保護施設、健康医療局の神奈川県総合リハビリテーションセンター、県土整備局の大磯港、真鶴港の6施設が、一者指定・非公募で選定されています。

谷口委員

素人的に考えると、一者指定・非公募であれば、直接県が運営するのと余り変わらないのではないかとも思えるのですが、なぜあえて指定管理にした上で、一者指定・非公募とするのか、そのあたりの理由はどのようなのですか。

自然環境保全課長

先ほど緊急財政対策という話もさせていただきましたが、指定管理者制度導入の趣旨は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費節減を図っていくということもあります。

また、宮ヶ瀬湖の周辺施設については、他の建設事業の実施に当たって、周辺地域の住民の多大なる理解と協力を必要としたことから、ダム湖の水質や自然環境の保全を図りつつ、ダム建設に協力をいただいた地域住民のための振興と発展を図っていくこととしている、そして、公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団は、こうした目的を達成していくことを前提に設立した団体であり、ダム建設当時から経緯を熟知していることや、地元との連携により信頼関係を構築してきたので、このようなことを総合的に判断して、県ではなく、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団が管理運営していくほうが適当と考えたものです。

谷口委員

例えば、金額もあるのでしょうか、委託という形はとれないのですか。

自然環境保全課長

委託という形も、指定管理者制度導入する前まではやっていましたが、委託の場合には、業務内容がかなり限定されてしまうという話があって、地域の活性化などをやって柔軟に取り組んでいくためには、5年間という中長期的なスパンを見ながら活性化を図っていくほうが、より有効なのではないかということで導入しているものです。

谷口委員

そのことについては理解いたしました。前回も一者指定・非公募で行っていると思うのですが、前回どういう経緯か、外部評価委員会の状況を見たいと思って、ホームページで検索したところ、審議（会議）結果というリンクはあったのですが、そのリンクをクリックすると、このページはもうありませんという表示が出てきます。

今回、判断するには、そういう過去の経緯はきちんと見ておくことが大事だと思うのです。そういう意味では、議員だけではなくて、議会だけではなくて、一般の方にもそれは見られることが大事だと思うのですが、こういう外部評価委員会の審議結果などについては、何年間は開示しておかなければいけないなどのルールはあるのですか。

自然環境保全課長

外部評価委員会は、附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱の中

の懇話会・協議会に該当するものと位置づけられており、基本的にこの要綱に基づいて、会議の公開や議事録の公開を行うこととしています。

この要綱の第9条第5項の中で、審議結果とその公表期間については、会議を行った日の属する年度及びその翌年度とするという取り決めがなされており、その結果、2年間、公表されているという状況です。

谷口委員

その年度と翌年度とは、最大2年間であって、下手すると1年と1日かもしれないという可能性もあるわけですね。

自然環境保全課長

そのとおりです。

谷口委員

いろいろほかの外部評価委員会のホームページ、県のホームページの外部評価委員会のところを見ても、出ているところもあれば、今回、宮ヶ瀬のようになくなっているところもあったり、何かちょっとバラバラ感もあり、少なくとも、全体の要綱、ルールづくりは、所管は多分政策局になるかもしれないのですが、次の審議を行うに当たっては、全体のさまざまな議論の中身などを、公開されていて、簡単に手に入って、参考にできることは必要だと思うので、これはぜひ、課長に言ってもお答えできないかもしれないのですが、どなたか、これはどうですか。

環境農政局副局長

委員御指摘のとおりだと思います。やはり、こうした県のOBがトップを務めている財団に一者・非公募ということになりますと、具体的に見れば、いろいろ臆測を呼ぶこともあり得ると思いますので、そこはきちんとした審査を経て選定されていることは、県民の皆様にはわかりやすい形で知っていただく必要があると思います。その点については、政策局と相談させていただくようにします。

谷口委員

今、図らずも、次に聞こうと思っていた質問を先取りされてしまったので、あえて聞きますが、歴代の理事長、常務理事は、多分8代目ぐらいになっているのですか。どういう方が務めてこられたのか伺いたい。

自然環境保全課長

現在の理事長については、元局長クラスの方が就任されていますが、過去、副知事や企業庁長などの方々が理事長に就任されています。

谷口委員

ちなみに、県の出捐の率はどのくらいか、わかりますか。財団のホームページ見ても、出捐者は全部出ているのですが、パーセンテージが入っていないのだが。

自然環境保全課長

出捐金は全部で15億2,000万円ですが、そのうち神奈川県が5億円で32.89%の比率となっています。

谷口委員

少しまた戻りますが、優秀な方が理事長につかれて、この財団を率いてこら

れているとは思いますが、素人的に見ると、県のOBの方がトップをずっと務めてこられて、なおかつ一者指定で非公募というのは、外から見ると、自分たちの先輩たちに仕事を回しているのではという批判もあるのではないかと心配しています。

だから、そういう意味で、このあり方、ほかの一者指定・非公募の指定管理があと六つあるのですか、五つか六つあるということだったのですが、詳細は存じ上げませんが、この点については脇を締めていかないといけないのではないかと私は思っています。というのは、法的にはいろいろ問題なくても、ちょっとしたことで、何と言うのですか、批判的になる可能性もあると思いますし、ずっとOBが務められてきて、一者指定で非公募とすることについての見解を最後に伺っておきたいと思います。

環境農政局副局長

まず、財団の理事長、県のOBがトップを務めていることに関して、財団内部からの問題について、県が3割の出捐金を出しているので、県が理事長を務めて他を率いていくということで、県がやってくれるということで、他の出捐者の方がついてきていただいたという側面もありますので、そういう意味で、県が理事長職をおりるのはなかなか難しい、財団内部的にも難しい状況になるのかと思っています。

また、地元との関係につきましても、県と地元の信頼関係がずっと継続しているわけです。私ごとで恐縮ですが、1986年ですが、厚木県税事務所に配属になりました、ちょうど清川村も管轄の区域ということで、地元の関係者のお話もいろいろ聞きました。県にはよくしていただいたとお伺いしたところです。そういう中で、県が財団の理事長からおりるとなると、信頼関係が損なわれるということもあり得るのかと考えています。

ただ、一方、委員の御指摘のとおり、外的に見れば、県の別動隊ということではないのですが、そういう目でも見られるということは当然あり得ると思いますので、そのあたりは透明性をしっかりと確保させていただきたいと考えています。

谷口委員

私は、必ずしも県のOBがやってはいけないという立場ではなくて、ただ、おっしゃられたように、外的にそのように見えてしまうので、そのあたりをしっかりと説明ができたり、こういう理由でこうなのですという根拠をしっかりと示せるという取り組みをしていただかないと心配だと思います。そういう意味で、きょうは取り上げさせていただきました。

いずれにしても、これから外部委員会にもかけて、来年9月に議案の提出ということで、あと1年ぐらいかけてということですか、そうしたことも含めて、ぜひ検討いただくようお願いして、この質問は終わります。

最後に、気候変動についてお伺いしていきたいと思います。ことしの台風15号も含めて、台風の大型化、被害の深刻さが大きくなっています。3年か4年ぐらい前だったと思いますが、当時、大規模災害の中に台風は余りクローズアップされていなくて、ある識者の方から、今後、台風の大型化に伴って台風の被害がふえてくるから、災害対策、防災対策の中に、しっかりと台風を位置づ

けるべきだという指摘があったので、私自身も議会で取り上げて、ある計画の中に台風という言葉を入れていただいたことがあるのですが、今回、先月、国連の気候行動サミットが開催され、さまざまなニュースでも取り上げられました。この中で、国連事務総長は、対話や交渉ではなく行動するためのサミットと述べておられ、行動サミットということになったと聞いていますが、今回のサミットのことと、それから、それが県のこれからの対策、取り組みにどう影響するかなども含めて、聞いていきたいと思えます。

まず最初に、今回の気候行動サミットで、どういう議論が行われたのか、わかる範囲で結構ですので、お聞かせください。

環境計画課長

報道で承知している範囲になりますが、国連の気候行動サミットでは、2050年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させて、実質的に排出ゼロとするよう、各国首脳等が、具体的、現実的計画を議論する場として開催されたものです。このサミットは、60カ国以上の国の方々が登壇し、温室効果ガス排出削減のための新たな対策等について、連日行われたと承知しています。

谷口委員

2050年までに、ネットで排出量をゼロにするという話ですが、今、日本、我が国の2050年に向けた目標はどうなっているのでしょうか。

環境計画課長

国では、温室効果ガス排出削減に向けて、長期的な戦略として、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略をことしの6月に閣議決定いたしました。この中で、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減と、その実現に向けて再生可能エネルギーの主力電源化を目指すこと、また、最終到達点として脱炭素社会を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すこととされています。

谷口委員

本県も対策計画を策定して温室効果ガスの削減に取り組んでいますが、本県の2050年に向けた目標はどうなっているのでしょうか。

環境計画課長

本県の地球温暖化対策計画は、目標が二つあり、一つは中期目標とされる2030年度で、温室効果ガス27%削減となっていますが、もう一つ、2050年度の目標もあり、80%削減という目標となっています。

谷口委員

80%ということで、これは国の動きも関連してくるのですが、国連では実質ゼロを目指すと言っていますが、80%の設定については、今後どのようになっているか、わかる範囲で見通しを聞かせていただければと思います。

環境計画課長

80%は、非常に高く難しい目標で、国の計画においても、単純に今の対策をとるだけでは達成し得ないものとされ、イノベーション、技術革新等が必要だったり、再生可能エネルギーが主力電源化されなければいけないとなっています。その中で、神奈川県に何ができるかということ、今のかながわスマートエネルギー計画で、再生可能エネルギーの推進等を図っています。また、建物など



も、一戸建てについては、ZEH、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスにするなどの取り組みや、さまざまなものを組み合わせて、到達できるかどうかという、本当に非常に難しい高い目標という認識をもって、それに向けて取り組まなければいけないと考えています。

谷口委員

80%ですら、かなり高い目標だと思います。2013年に比べてということだと思うのですが、2019年もしくは2018年、直近でどのくらい達成しているのですか。

環境計画課長

27%の目標が2013年度比であり、今現在、6%強の削減の状況となっています。まだまだ先の目標となりますが、少しずつ削減が進んでいる状況です。

谷口委員

今後、緩和策、それから適応策と呼ばれるものに取り組んでいくということですが、先日の新聞でも、太平洋島しょの被害が報道され、このままでは島がなくなってしまうという危機感の報道もありましたが、今、適応策に取り組んでいくということですが、余りなじみのない言葉で、適応策とはどういうものなのか確認させてください。

環境計画課長

委員がおっしゃった緩和策からですが、緩和策は、なじみが深いと思うのですが、省エネルギー等により、温室効果ガスを削減する取り組みです。一方、気温の上昇等は既にもう起こっています。また、この後、最大限緩和策に取り組んでも、一定程度の気温は上昇することが見込まれています。それに対して、私たちのほうで気温の上昇に対処していかなければいけない、これを適応策と呼んでいます。例えば、熱中症対策や、農産物の品種改良などが適応策の例となっています。

谷口委員

この適応策というものは、国の温暖化対策にも、このような翻訳を充てているのだと思うのですが、いまさらこれを変えることは難しいと思うのですが、一般の方が読むと、恐らく、何のことかという感じになってしまうと思うのです。一応ここに、括弧で、地球温暖化への適応を図るための取り組み、ここでも適応と使われているので、何かちょっとほかの言葉、括弧で入るような言葉も、ぜひ、考えていただければ、対応策でもいいかもしれないです、わからないですが、ぱっと見たときにイメージが浮かばない、翻訳の難しさだと思うのですが、そうした部分について御検討いただければと思います。

体感的にも、夏の暑さが深刻になっているという感じがして、私の田舎は和歌山ですが、貧乏でクーラーがつけられなかったこともあるのですが、子供のころはクーラーなしでも全然大丈夫だったのですが、今はクーラーを入れないと、家の中でも熱中症になるのではないかというぐらい気温が上がってきていて、体感としても気温が上がっている感じがしますが、数字として、本県の気温はどのような状況になっているのか伺いたい。

環境計画課長

横浜地方気象台の観測データによると、横浜では、この100年間で平均気温

が1.9度上昇しています。また、気象庁によると、このまま緩和の対策を行わず、地球温暖化が最も進む、進行する場合、今後100年間でさらに平均気温が4度上昇するという予測が出ています。

谷口委員

世界と比べるとどうなのですか。この100年間、過去100年間の上がり方、今後100年間の予測については、世界の平均と比べるとどうなのですか。

環境計画課長

過去については、世界に比べ日本のほうが上がる幅が高い状況になっています。世界はまだ1度に至っておりません。日本は1点数度ということで、特に横浜は、日本の中でも比較的高いほうとなっています。また、今後ですが、今後は非常に不確実性が高いので、なかなか世界と比較というわけにはいかないのですが、世界全体でも、4度から最大で4.8度、5度ぐらい上がると言われていますので、日本も、この後の対策次第では、世界よりもさらに上がる可能性も十分に考えられると思っております。

谷口委員

今後100年で、何もしない、緩和策をしっかりとやらないと、4度上がるということは、台風の被害や感染症なども含め、相当厳しいということを改めて認識したところですが、冒頭お話しした台風への影響など、今後しっかりと温暖化対策をしていかないと、どういう影響が出てくるのか、具体的に聞かせてください。

環境計画課長

まず台風ですが、国連の研究によると、最大風速が強まり、降水量は増加する可能性が高いという予測が出ています。発生個数などについては、長期的な増減は見られないようですが、一つ一つの勢力や降水量等が強くなるということです。

また、県の影響としては、滝のように降る雨ともいわれますが、1時間当たりの降水量が50ミリ以上の雨の発生が6年間で約2倍になるという予測もあります。そのほか、今、お話がありました感染症の関係ですが、例えば、感染症を媒介する蚊の生息域が北上しており、感染症の拡大があったり、柑橘類などの農作物、暖かい海に住む暖海性の魚類の北上等に伴ういそ焼け等、現在も被害が出ていますが、さらに拡大する可能性もあると予測されています。

谷口委員

県は今どういう対応をとっているのですか。

環境計画課長

まず、農業、水産業ですが、農業技術センターや水産技術センターなどにおいて、みかんであれば、浮皮対策技術試験の実施や、先ほど、水産課長からも答弁ありました、アイゴなど暖海性魚介類の活用に向けた加工技術などの研究、検討を進めています。また、熱中症対策ですが、昨年度は、熱中症の患者、救急搬送者数が非常に多かった年ですが、ホームページでの注意喚起などを行っています。なかなか対策などは難しいと言いますか、みんな注意しなければいけないことです。また、蚊については、今、生息域などの調査、リスク評価などの研究を行なっているものです。

谷口委員

詳細は置いておいて、去年の12月に気候変動適応法が施行されて、その後、県がどういう対応をしたのか聞かせてください。

環境計画課長

気候変動適応法では、自治体に対して、地域気候変動適応計画の策定と、地域気候変動適応センターの設置の努力義務が規定されました。これを受けまして、本県は、これまでにあった神奈川県地球温暖化対策計画、もともとこれに適応内容が入っておりましたので、これを地域の適応計画と位置づけ、平塚市にある環境科学センターに神奈川県気候変動適応センターとしての体制を確立したところです。

谷口委員

この適応センターというのは、どのようなことをやるのですか。

環境計画課長

気候変動適応法では、地域気候変動適応センターの役割として、情報の収集や、整理、分析などが規定されています。これを受けて、神奈川県では、まず、実態把握が必要なので、県内の気候に関する情報、例えば、気温や降水量、これは公開データなどもありますし、独自に計測しているものもありますが、このような部分は情報収集等を行っています。また、この後整理して発信していければと考えています。

谷口委員

最後の質問になりますが、先ほども申し上げましたが、適応策というのはなじみがないし、事業者の皆さんも県民の皆さんも、どうしていったらいいかなども含めて、もっともっと県のほうから情報発信なり何なり、県として、適応策推進に力を入れていく必要があると思うのですが、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

環境計画課長

やはり情報発信が非常に重要で、気候変動の影響は、健康被害や自然災害など、県民の命や財産にかかわるものがあります。そのため、県民の方に対しては、まず知っていただくことが非常に重要と思いますので、パンフレット等の作成や配布、事業者の方についても、気候変動の影響が事業活動に直結することが多々ありますので、事業者向けにも、気候変動のリスクを回避するためのセミナーの開催等を行っていきたいと考えています。また、この後も、情報の収集、分析を行って発信していくことで、一層、周知を図っていきたいと考えています。

谷口委員

先ほど、改めて、いろいろな前提条件次第では、はっきりしたことは言えないかもしれませんが、今後100年で4度上がる可能性があるということですね。安易に危機感をあおる必要はないと思うのですが、例えば、目に見える形で、4度上がったら、こんなことが起きます、こういう生活はこう変わってしまいます、だから、できる範囲で一人一人が、また、個々の事業者が温暖化対策に取り組みましようといった発信もあるのではないかと思います。急に振られて大変ですが、最後に少しお答えいただければ。

環境計画課長

実感を持っていただくという意味では、おっしゃるとおりだと思います。私たちが県民の方々に出前講座などを行うときに、環境省からいただくツールなどがあるのですが、その中で、未来の天気予報というものがあり、キャスターの方が、本日の天気予報で、気温は45度ですというような天気予報があったり、この後、台風が来て、900ヘクトパスカルですなどと言って、対策がないと、将来これだけ異常気象と言われることが頻繁に起こりますというツールなどもあります。そのようなものを通じて、私たちも、今、対策をとらないと間に合わない、大事だということを周知していきたいと考えています。

谷口委員

しっかり頑張ってください、よろしく申し上げます。